

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による①の指定の変更を行わせたときは、 C ことができる。

A	B	C
1 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	6箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる
2 電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	その免許を取り消す
3 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	その免許を取り消す
4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	6箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる

[2] 無線局の免許の有効期間及び再免許の申請の期間に関する次の記述のうち、電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。）の免許の有効期間は、当該周波数の使用が可能な期間とする。
- 3 固定局の免許の有効期間は、5年とする。
- 4 再免許の申請は、固定局（免許の有効期間が1年以内であるものを除く。）にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間において行わなければならない。

[3] 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定める事項に該当しないものはどれか。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 2 主輻射方向及び副輻射方向
- 3 垂直面の主輻射の角度の幅
- 4 給電線よりの輻射

[4] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C の機能に支障を与えるものであってはならない。

	A	B	C
1	周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備
2	周波数の偏差	高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備
3	周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備
4	周波数の偏差	空中線電力の偏差等	他の無線設備

[5] 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 A 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで B することができるものをいい、 C を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 A に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

	A	B	C
1	必要周波数帯	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
2	送信周波数帯	低減	高調波発射及び低調波発射
3	送信周波数帯	除去	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
4	必要周波数帯	除去	高調波発射及び低調波発射

[6] 無線局（登録局を除く。）に選任される主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 2 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 4 無線局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

[7] 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信を行うときは、暗語を使用してはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信は、試験電波を発射した後でなければ行ってはならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。

[8] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第52条及び第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、免許状に記載された目的又は A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信

② 無線局を運用する場合においては、 B は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信
2 通信の相手方若しくは通信事項	識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 通信事項	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 通信事項	識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信

[9] 無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

[10] 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局（登録局を除く。）に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる場合等について述べたものである。電波法（第71条の5、第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

- ① 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の A その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して B 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ③ 総務大臣は、②の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に C させなければならない。
- ④ 総務大臣は、③により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに②の停止を解除しなければならない。
- ⑤ 総務大臣は、①の無線設備の A その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき、②の電波の発射の停止を命じたとき、③の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

	A	B	C
1	修理	臨時に	電波を試験的に発射
2	取替え	期間を定めて	電波を試験的に発射
3	修理	期間を定めて	電波の質の測定結果を報告
4	取替え	臨時に	電波の質の測定結果を報告

[11] 無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに関する次の事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 正当な理由がないのに、無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 4 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。

[12] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許が効力を失ったときに免許人であった者が執るべき措置について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 A しなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく B の撤去その他の総務省令で定める C を講じなければならない。

	A	B	C
1	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信装置	電波の発射を防止するために必要な措置
2	1箇月以内にその免許状を返納	送信装置	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために必要な措置
3	1箇月以内にその免許状を返納	空中線	電波の発射を防止するために必要な措置
4	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	空中線	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために必要な措置